

広島市住宅耐震診断補助事業実施要綱

目次

第1章 趣旨（第1条）

第2章 木造住宅耐震診断費補助金（第2条～第13条）

第3章 マンション耐震診断費補助金（第14条～第18条）

第4章 雑則（第19条）

附則

第1章 趣旨

第1条 この要綱は、建築物の地震に対する安全性に関する市民の意識向上を図るとともに、市民が自らの財産を災害から守ることに寄与するため、市民が自ら行う住宅の耐震診断の実施に要する費用の一部を、予算の範囲内において補助することについて、広島市補助金等交付規則（昭和36年広島市規則第58号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2章 木造住宅耐震診断費補助金

（定義）

第2条 この章において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」に基づいて、木造住宅の地震に対する安全性を評価すること。
- (2) 補助対象建築物 市内に存する木造在来軸組構法及び伝統的構法の住宅で、次に掲げる要件のすべてに該当するもの
 - ア 昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅又は併用住宅（延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。）であること。
 - イ 地階を除く階数が2以下であること。
- (3) 補助対象者 補助対象建築物の耐震診断を受けようとする者で、補助対象建築物に居住している所有者等（所有者、所有者の配偶者又は一親等の親族。以下同じ）及び居住予定者（補助対象建築物に居住を予定している者で、実績報告の時点において当該建築物の所

有者等であり、居住しているもの。以下同じ)

- (4) 木造住宅耐震診断資格者 第4条に規定する木造住宅耐震診断資格者として登録を受けている者

(補助要件及び補助額)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象者が、補助対象建築物について、木造住宅耐震診断資格者に依頼して行う耐震診断とする。

- 2 補助額は、耐震診断に要する経費の3分の2の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）以内で、かつ、4万円を限度とする。

(木造住宅耐震診断資格者の登録等)

第4条 木造住宅耐震診断資格者として登録を受けようとする者は、建築士事務所に勤務する者で、別表に定める要件を満たす者とする。

- 2 前項の登録の申請は、広島市木造住宅耐震診断資格者名簿登録申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 建築士免許証の写し
- (2) 建築士事務所登録通知書の写し
- (3) 別表に定める要件を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 3 市長は、前項の申請があったときは、同項各号に掲げる書類を確認し、当該申請者が木造住宅耐震診断資格者として適当と認めるときは、当該申請者を広島市木造住宅耐震診断資格者名簿（別記様式第2号）に登録をするものとする。

- 4 前項の登録の有効期間は、登録の日から起算して3年間とする。

- 5 市長は、前項の規定による登録をしたときは、当該木造住宅耐震診断資格者に対し、広島市木造住宅耐震診断資格者登録通知書（別記様式第3号）を交付するものとする。

- 6 木造住宅耐震診断資格者は、当該登録に係る申請書の記載事項に変更が生じたときは、広島市木造住宅耐震診断資格者登録事項変更届出書（別記様式第4号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

- 7 木造住宅耐震診断資格者は、この要綱に基づく耐震診断を行う際に、建築士法その他関係法令に基づきその業務を誠実に行うとともに、不当な耐震改修の勧誘をしてはならない。
- 8 木造住宅耐震診断資格者は、耐震診断について必要な知識及び技能の維持向上に努めなければならない。
- 9 市長は、木造住宅耐震診断資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該木造住宅耐震診断資格者の登録を抹消するものとする。
 - (1) 登録の辞退の申出があったとき。
 - (2) 登録の有効期間が満了したとき。
 - (3) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項の建築士でなくなったとき。
 - (4) 偽りその他不正な手段により第3項の登録を受けたことが判明したとき。
 - (5) その他市長が不相当と認めたとき。
- 10 市長は、木造住宅耐震診断資格者の登録を抹消したときは、当該抹消した者に対し、広島市木造住宅耐震診断資格者登録抹消通知書（別記様式第5号）により、通知するものとする。
（交付の申請）

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、耐震診断を行おうとする前に、広島市木造住宅耐震診断費補助金交付申請書（別記様式第6号）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 住民票の写しその他当該住宅に居住していることがわかるもの
 - (2) 当該住宅に係る登記事項証明書その他当該住宅の所有者がわかるもの
 - (3) 当該住宅に係る建築確認通知書の写しその他当該住宅の建築年月日がわかるもの
 - (4) 耐震診断に要する費用の見積書又はその写し
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 補助対象者のうち居住予定者は、前項各号に掲げる書類のうち、第1号及び第2号に掲げる書類の添付を省略することができる。
 - 3 補助対象者のうち所有者と居住者が異なる場合においては、第1項に掲げる書類のほか、戸籍謄本その他所有者と居住者の親族関係が

わかるものを提出しなければならない。

(交付決定通知等)

第6条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、広島市木造住宅耐震診断費補助金交付決定通知書（別記様式第7号）により当該申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、必要に応じて条件を付することができる。

3 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、広島市木造住宅耐震診断費補助金不交付決定通知書（別記様式第8号）により当該申請を行った者に通知するものとする。

4 第1項の規定により補助金交付決定通知を受けた者は、当該通知を受けた後に耐震診断に着手するものとする。

(帳簿等の整備)

第7条 補助金の交付を受けた者は、補助事業について証票書類を整え、及び経理を明らかにする帳簿を作成し、補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

(変更等の承認申請)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助金交付決定後において、規則第12条第1項の規定による計画の変更等の承認を受けようとするときは、遅滞なく広島市住宅耐震診断補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記様式第9号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、広島市住宅耐震診断補助事業変更（中止・廃止）承認通知書（別記様式第10号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、耐震診断が完了したときは、速やかに広島市住宅耐震診断補助事業実績報告書（別記様式第11号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断結果報告書の写し
- (2) 耐震診断の実施に関する契約書の写し
- (3) 耐震診断に要する費用の領収書の写し

2 補助対象者のうち居住予定者は、前項に掲げる書類のほか、第5条第1項第1号及び第2号に掲げる書類を提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認し、適合すると認めるときは、規則第16条の規定により交付すべき補助金の額を確定し、広島市木造住宅耐震診断費補助金額確定通知書（別記様式第12号）により当該補助金の交付の決定を受けた者に通知しなければならない。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた者は、広島市木造住宅耐震診断費補助金交付請求書（別記様式第13号）を市長に提出し、補助金の交付の請求をするものとする。

(交付決定の取消等の通知)

第12条 市長は、規則第12条第3項の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又は変更したときは、広島市木造住宅耐震診断費補助金交付決定取消（変更）通知書（別記様式第14号）により通知するものとする。

2 市長は、規則第18条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、広島市木造住宅耐震診断費補助金交付決定（一部）（全部）取消通知書（別記様式第15号）により通知するものとする。

(返還命令)

第13条 市長は、規則第12条第5項、第19条第1項又は同条第2項の規定により補助金の返還を命ずるときは、広島市木造住宅耐震診断費補助金返還命令書（別記様式第16号）により行うものとする。

第3章 マンション耐震診断費補助金

(定義)

第14条 この章において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」又は「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に基づいて、マンションの地震に対する安全性を評価すること。
- (2) 補助対象建築物 市内に存する鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造（壁式鉄筋コンクリート造及びプレハブ工法は除く。）のマンション（マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成14年法律第78号）第2条第1項第1号に規定するマンションをいう。以下同じ。）で、アからエまでのすべてに該当するもの（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第65条に規定する団体又は区分所有法第66条において準用する区分所有法第47条第1項に規定する法人が管理する数棟のマンションの存する団地にあつては、当該団地内に存するマンションのうち1棟のマンションに限る。）
- ア 昭和56年5月31日以前に着工されたマンション（店舗等の用途を兼ねるマンションの場合にあつては、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。）であること。
- イ 区分所有者自らが居住する住宅戸数の割合が全住宅戸数の2分の1以上であること。
- ウ 地上階数が3以上であること。
- エ 耐震診断に必要な構造関係図書があること。
- (3) マンション耐震診断資格者 次条において準用する第4条に規定するマンション耐震診断資格者として登録を受けている者
(準用規定)

第15条 第4条の規定はマンション耐震診断資格者について、第6条から第8条まで及び第10条から第13条までの規定はマンション耐震診断費補助金の交付について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条第2項	広島市木造住宅耐震診断資格者名簿登録申請書（別記様式第1号）	広島市マンション耐震診断資格者名簿登録申請書（別記様式第17号）
第4条第3項	広島市木造住宅耐震診断資格者名簿（別記様式第2号）	広島市マンション耐震診断資格者名簿（別記様式第18号）
第4条第5項	広島市木造住宅耐震診断資格者登録通知書（別記様式第3号）	広島市マンション耐震診断資格者登録通知書（別記様式第19号）
第4条第6項	広島市木造住宅耐震診断資格者登録事項変更届出書（別記様式第4号）	広島市マンション耐震診断資格者登録事項変更届出書（別記様式第20号）
第4条第10項	広島市木造住宅耐震診断資格者登録抹消通知書（別記様式第5号）	広島市マンション耐震診断資格者登録抹消通知書（別記様式第21号）
第6条第1項	広島市木造住宅耐震診断費補助金交付決定通知書（別記様式第7号）	広島市マンション耐震診断費補助金交付決定通知書（別記様式第23号）
第6条第2項	広島市木造住宅耐震診断費補助金不交付決定通知書（別記様式第8号）	広島市マンション耐震診断費補助金不交付決定通知書（別記様式第24号）
第8条第1項	広島市住宅耐震診断補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記様式第9号）	広島市住宅耐震診断補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記様式第25号）
第8条第2項	広島市住宅耐震診断補助事業変更（中止・廃止）承認通知書（別記様式第10号）	広島市住宅耐震診断補助事業変更（中止・廃止）承認通知書（別記様式第26号）
第10条	広島市木造住宅耐震診断費補助金額確定通知書（別記様式第12号）	広島市マンション耐震診断費補助金額確定通知書（別記様式第28号）
第11条	広島市木造住宅耐震診断費補助金交付請求書（別記様式第13号）	広島市マンション耐震診断費補助金交付請求書（別記様式第29号）
第12条第1項	広島市木造住宅耐震診断費補助金交付決定取消（変更）通知書（別記様式第14号）	広島市マンション耐震診断費補助金交付決定取消（変更）通知書（別記様式第30号）
第12条第2項	広島市木造住宅耐震診断費補助金交付決定（一部）（全部）取消通知書（別記	広島市マンション耐震診断費補助金交付決定（一部）（全部）取消通知書（別記

	様式第15号)	様式第31号)
第13条	広島市木造住宅耐震診断費補助金返還命令書(別記様式第16号)	広島市マンション耐震診断費補助金返還命令書(別記様式第32号)

(補助要件及び補助額)

第16条 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象建築物の管理組合(マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第2条第3号に規定する管理組合をいう。以下同じ。)が、補助対象建築物について、マンション耐震診断資格者に依頼して行う耐震診断とする。

2 補助額は、耐震診断に要する経費の3分の2の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)以内で、かつ、133万3,000円を限度とする。

3 前項の、耐震診断に要する経費は、延べ面積が1,000㎡未満の補助対象建築物については、当該補助対象建築物の延べ面積に1㎡当たり2,000円を乗じて得た額を限度とする。

(交付の申請)

第17条 補助金の交付を申請しようとする管理組合は、耐震診断を行うおとする前に、広島市マンション耐震診断費補助金交付申請書(別記様式第22号)に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。ただし、当該管理組合が、この要綱に基づく耐震診断を行うことについて、区分所有法第3条若しくは第65条又は区分所有法第52条第1項(区分所有法第66条において準用する場合を含む。)に規定する集会の決議を経ている場合に限るものとする。

- (1) 当該マンションの管理組合の代表者の住民票の写し、外国人登録原票の写しその他市民であることがわかるもの
- (2) 当該マンションに係る確認通知書の写しその他当該マンションの建築年月日がわかるもの
- (3) 当該マンションに係る区分所有部分ごとの用途並びに区分所有者の住所及び氏名の一覧表
- (4) 当該マンションの登記事項証明書
- (5) 当該マンションの管理組合が法人である場合は、法人登記事項

証明書

- (6) 当該マンションの管理組合の管理規約及び耐震診断実施に係る決議書又はこれに代わるもの
- (7) 耐震診断に要する費用の見積書又はその写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第18条 補助金の交付の決定を受けた者は、耐震診断が完了したときは、速やかに広島市住宅耐震診断補助事業実績報告書（別記様式第27号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断結果報告書の写し
- (2) 耐震診断の実施に関する契約書の写し
- (3) 耐震診断に要する費用の領収書の写し

第4章 雑則

第19条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市整備局指導担当局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年8月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年7月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 9 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 2 8 年 5 月 1 0 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条、第4条、第15条、第16条関係）

区 分	要 件
(1) 木造住宅耐震診断資格者	<p>建築士法第2条第1項に規定する建築士であつて、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 地方公共団体又は財団法人日本建築防災協会等の主催する木造住宅耐震診断講習会を受講した者</p> <p>イ (2)のア又はイのいずれかの要件を満たす者</p>
(2) マンション耐震診断資格者	<p>建築士法第2条第1項に規定する一級建築士又は二級建築士であつて、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 地方公共団体又は財団法人日本建築防災協会等の主催する鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造に関する耐震診断基準、耐震改修設計指針等の講習会を受講した者</p> <p>イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物について耐震診断を実施し、社団法人広島県建築士事務所協会の耐震診断等評価委員会又はこれと同等であると市長が認める耐震診断評価機関において、適切である旨の耐震診断評価を受けた実績がある者</p>

備考

- 1 (1) 木造住宅耐震診断資格者の項のアに掲げる木造住宅耐震診断講習会は、「木造住宅の耐震診断と補強方法」（発行 財団法人日本建築防災協会）に関する講習会とする。
- 2 (2) マンション耐震診断資格者の項のイに掲げる市長が認める耐震診断評価機関は、財団法人日本建築防災協会、財団法人日本総合試験所等とする。